

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号）新旧対照表

（新）

目次 略

第一章 総則

第一条 略

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 から九まで 略

十 生活環境影響調査（法第十五条第三項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。

十一 から十七まで 略

第三条及び第四条 略

（条例手続の時期）

第五条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、第二十九条の規定による通知を受けておかなければならない。

一 及び二 略

三 法第十五条の二の六第一項の許可に係る申請

四 略

（許可の制限等）

第六条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第二号又は第三号の申請を行った場合は、当該申請が法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

2 略

第二章 事業計画書

目次 略

第一章 総則

第一条 略

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 から九まで 略

十 生活環境影響調査（法第十五条第三項（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。

十一 から十七まで 略

第三条及び第四条 略

（条例手続の時期）

第五条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、第二十九条の規定による通知を受けておかなければならない。

一 及び二 略

三 法第十五条の二の五第一項の許可に係る申請

四 略

（許可の制限等）

第六条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第二号又は第三号の申請を行った場合は、当該申請が法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

2 略

第二章 事業計画書

（旧）

(事業計画書の提出)

第七条 略

- 2 事業者は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可に係る申請に関し生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならぬものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業計画書に添付しなければならない。
一及び二 略

(事業計画書の修正指示等)

第八条 略

- 2 略
- 3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。
- 4 略

第九条及び第十条 略

第三章 略

第四章 事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した場合の特例

第十九条及び第二十条 略

(生活環境影響調査結果書の提出等)

第二十一条 略

- 2 第八条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査方法を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定によ

(事業計画書の提出)

第七条 略

- 2 事業者は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の許可に係る申請に関し生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならぬものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業計画書に添付しなければならない。
一及び二 略

(事業計画書の修正指示等)

第八条 略

- 2 略
- 3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の二に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。
- 4 略

第九条及び第十条 略

第三章 略

第四章 事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した場合の特例

第十九条及び第二十条 略

(生活環境影響調査結果書の提出等)

第二十一条 略

- 2 第八条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査方法を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定によ

り生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第十一条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは、「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同条第三項中「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるとき」とあるのは、「生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるとき」と、「事業計画書の修正」とあるのは、「生活環境影響調査結果書の修正」と読み替えるものとする。

第二十二條 略

第五章から第八章まで 略

附則 略

り生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第十一条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは、「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同条第三項中「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるとき」とあるのは、「生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるとき」と、「事業計画書の修正」とあるのは、「生活環境影響調査結果書の修正」と読み替えるものとする。

第二十二條 略

第五章から第八章まで 略

附則 略